

## 災害時における一部負担金等徴収猶予及び減免について

### 1. 対象となる災害

令和4年福島県沖を震源とする地震による災害

### 2. 対象となる区域

災害救助法が適用された区域に住所を有している方

(該当区域で同法が適用された日現在)

※詳細、別紙参照

### 3. 措置内容

#### (1) 一部負担金等の減免

①災害認定基準の住家全壊（全焼）の場合…免除

②災害認定基準の住家半壊（半焼）の場合…免除

なお、災害の認定は「災害の被害設定基準について（平成13年6月28日府政防第518号内閣府政策統括室（防災担当）通知）により取扱います。

#### (2) 一部負担金等の徴収猶予

被保険者等の保険医療機関等に対する支払いに代えて、当健康保険組合が一部負担金等を被保険者から直接徴収することとし、その徴収を猶予します。

#### (3) 保険料の納期限の延長及び納付猶予

今般の災害により被災した事業所、任意継続被保険者は、保険料の納期限の延長及び納付猶予を受けることができます。

#### (4) 被保険者証の取扱い

今般の災害により被災し、被保険者等を紛失した場合は、速やかに事業所を通し再交付の手続きを行ってください。

また、被保険者証等の紛失等により、保険医療機関等に提示できない場合は、氏名、生年月日、事業所名を保険医療機関等の窓口申し立てることにより、受診できることとなっております。

#### (5) 保険給付費等の支払い

被災した被保険者からの給付等の申請があったときは、速やかに審査のうえ、お支払いいたします。

4. 申請方法及び証明書の発行について

事前に被保険者が「一部負担金等（減額・免除・徴収猶予）申請書」を当健康保険組合に提出し、「一部負担金等（減額・免除・徴収猶予）証明書」の交付を受け、この証明書を医療機関の窓口提出し受診ください。

なお、申請書提出にあたっては、住家のある自治体等による災害に係る証明書等を添付してください。

5. 免除等の期間

①災害認定基準の住宅全壊（全焼）

…該当区域で災害救助法が適用された日から令和4年9月30日まで

②災害認定基準の住宅半壊（半焼）

…該当区域で災害救助法が適用された日から令和4年9月30日まで

以上

令和4年福島県沖を震源とする地震にかかる  
災害救助法の適用区域及び同法適用日

災害救助法適用市町村		法適用日	備 考
【宮城県】	<p>全市町村（14市、20町、1村）</p> <p>仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、多賀城市、岩沼市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市、富谷市、刈田郡蔵王町、刈田郡七ヶ宿町、柴田郡大河原町、柴田郡村田町、柴田郡柴田町、柴田郡川崎町、伊具郡丸森町、亘理郡亘理町、亘理郡山元町、宮城郡松島町、宮城郡七ヶ浜町、宮城郡利府町、黒川郡大和町、黒川郡大郷町、黒川郡大衡村、加美郡色麻町、加美郡加美町、遠田郡涌谷町、遠田郡美里町、牡鹿郡女川町、本吉郡南三陸町</p>	3月16日	災害救助法施行令第1条第1項第4号適用
【福島県】	<p>全市町村（13市、31町、15村）</p> <p>福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、喜多方市、相馬市、二本松市、田村市、南相馬市、伊達市、本宮市、伊達郡桑折町、伊達郡国見町、伊達郡川俣町、安達郡大玉村、岩瀬郡鏡石町、岩瀬郡天栄村、南会津郡下郷町、南会津郡檜枝岐村、南会津郡只見町、南会津郡南会津町、耶麻郡北塩原村、耶麻郡西会津町、耶麻郡磐梯町、耶麻郡猪苗代町、河沼郡会津坂下町、河沼郡湯川村、河沼郡柳津町、大沼郡三島町、大沼郡金山町、大沼郡昭和村、大沼郡会津美里町、西白河郡西郷村、西白河郡泉崎村、西白河郡中島村、西白河郡矢吹町、東白川郡棚倉町、東白川郡矢祭町、東白川郡塙町、東白川郡鮫川村、石川郡石川町、石川郡玉川村、石川郡平田村、石川郡浅川町、石川郡古殿町、田村郡三春町、田村郡小野町、双葉郡広野町、双葉郡檜葉町、双葉郡富岡町、双葉郡川内村、双葉郡大熊町、双葉郡双葉町、双葉郡浪江町、双葉郡葛尾村、相馬郡新地町、相馬郡飯舘村</p>	3月16日	〃

一部負担金等 減額免除申請書  
徴収猶予

被保険者証 記号番号		—						
被保険者	氏名				生年月日	昭平 年 月 日	性別	男・女
	住所							
減額等を 希望する 対象者	氏名				生年月日	昭平 年 月 日	性別	男・女
	住所							
	傷病名							
	発病又は負傷年月日							
減免等を申請する理由								

上記のとおり申請いたします。

令和 年 月 日

東京都報道事業健康保険組合 理事長殿

住所  
被保険者 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_ 印

<備考>

1. 「罹災証明書」「被災証明書」の写しを必ず添付してください。
2. この申請書は、対象者ごとに行ってください。
3. 対象者が被保険者であるときは、対象者の「氏名」欄に被保険者本人と記載し、対象者が被扶養者であるときは、それぞれの欄に該当事項を記載してください。